1 件名

令和7年度 魅力創造事業「こどもつる魅力検定」検定問題兼チラシ印刷業務

2 業務概要

鶴見区役所では、鶴見区の歴史や特徴等を設問に盛り込み、多くの小学生が鶴見区を 「調べ、知る」ことで区の魅力を発見するきっかけとなる取組みとして「こどもつる魅力検定」を実施している。

本業務は、小学生が問題を解いてみたくなるような魅力的なデザインの検定問題兼チラシを受注者が印刷するもの。

3 履行(納品)期限 令和7年12月15日(月)

4 適用範囲

- (1) この仕様書に規定する事項は、受注者がその責任において履行するものとする。
- (2) 契約後、本仕様書に疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項が生じた場合は、鶴見区役所 総務課(政策推進)(以降、「発注者」という)と受注者の協議によるものとする。

5 履行(納品)場所

- ①鶴見区役所 総務課(政策推進) 区役所 4 階 42 番窓口 (大阪市鶴見区横場 5 4 19)
- ②鶴見区内小学校 12 か所 詳細は別紙納品先一覧を参照 ※各小学校への納品については、発注者と協議し納品日を決定すること。

6 許認可等

受注者は、令和7・8・9年度大阪市入札参加資格者名簿に、承認種目が04:04:01(デザイン企画印刷)で登録されていなければならない。

7 業務内容

問題兼チラシ印刷

品名	「こどもつる魅力検定」問題兼チラシ			
数量	6,000 枚			
サイズ・寸法	A3 (210×297mm) 二つ折り (仕上げ: A4 タテ、4 ページ)			

用紙	マットコート 90K 又は同等以上のもの				
713/124	①大阪市グリーン調達方針の基準に適合し、次に示す製品又は同等				
	品以上とする。				
	http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000224120.html				
	ただし、この基準を満たせない場合はこの限りではない。				
	②発注者の指定する位置にリサイクル適性を表示すること。				
	③契約後すみやかに別紙「資材確認票」を発注者へ提出すること。				
	④納品時に別紙「資材確認票」、「オフセット印刷又はデジタル印刷				
	の工程における環境配慮チェックリスト」を発注者へ提出するこ				
	と。なお、「資材確認票」にはサンプル紙、出荷確認票等を添付す				
	ること。				
印刷	両面 カラー刷/4色				
	検定問題兼チラシにかかるデータ (.ai 形式、トリムマーク付き)				
	は、発注者が提供する。				
納品方法	(1) 区役所及び区内小学校への各納品枚数については、別紙納品先				
	一覧のとおりとする。				
	(2)区内小学校納品分は、40 枚ごとに帯又は色紙で仕切ること。				
	また、仕切っていることが分かるよう、表紙に記載する。				
	(3) 区役所への納品にあたっては、庁舎西側のスペースの使用を認				
	める。庁舎東側及び北側の有料駐車場を利用する場合は、利用料				
	金を負担すること。※駐車場は地上にあり、高さ制限はなし。				

8 経費および損害にかかる負担区分

- (1) 本業務委託に使用する一切の消耗品や機材、運搬費用等は、受注者の負担とする。
- (2) 受注者の故意又は過失により、施設、その他物件への損害又は第三者に損害を与えた場合は、受注者は賠償の責を負わなければならない。また、損害賠償金などについて、当事者間で紛争が生じた場合は、受注者が責任をもって解決を図るものとする。

9 特記事項

(1) 見積書の提出にあたっては、本仕様書を十分検討し、疑義ある場合は質問期間内に 指定の方法によりよく質し、その内容を熟知の上見積書を提出するものとする。質問 受付期間経過後の疑義については受付しない。

また、仕様を変更する場合は、その都度、双方協議のうえ決定する。

- (2) 突発的な事由等による記事や写真、イラスト等の修正、差し替えが発生した場合は、 すみやかに双方協議し、決定する。
- (3) 発注者が提供した原稿、写真、イラスト等は使用後すみやかに返却すること。
- (4) 成果物に係る使用権および著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第21条から第28条までに規定する権利をいう)は、発注者に帰属するものとする。
- (5) 納入後、不良品があったことが判明した場合、若しくは通常の使用状態の下で障害が発生した場合は発注者の指示を受け新品と交換すること。

10 担当

鶴見区役所 総務課(政策推進) 田中・石松(電話 06-6915-9176) 納品先一覧 <u>別紙</u>

No.	納品先	電話	所在地	納品枚数
1	大阪市立榎本小学校	6961-0461	大阪市鶴見区今津北1-5-35	640
2	大阪市茨田南小学校	6911-2001	大阪市鶴見区諸口 1-3-71	360
3	大阪市茨田北小学校	6912-4500	大阪市鶴見区浜3-8-66	440
4	大阪市立鶴見小学校	6911-5281	大阪市鶴見区鶴見 4-14-10	240
5	大阪市立茨田東小学校	6912-0011	大阪市鶴見区茨田大宮 3-7-61	200
6	大阪市立今津小学校	6968-8300	大阪市鶴見区今津中 4-1-48	360
7	大阪市立茨田西小学校	6911–3874	大阪市鶴見区横堤 5-13-61	480
8	大阪市立横堤小学校	6912-4513	大阪市鶴見区横堤1-11-83	440
9	大阪市立みどり小学校	6912-7908	大阪市鶴見区緑 2-4-45	460
10	大阪市立鶴見南小学校	6912-7946	大阪市鶴見区鶴見 2-17-22	400
11	大阪市立茨田小学校	6915-9731	大阪市鶴見区安田 2-1-8	240
12	大阪市立焼野小学校	6912-6155	大阪市鶴見区焼野 1-3-44	280
			1~12計	4, 540
13	鶴見区役所		鶴見区横堤 5-4-19	1, 460
			合 計	6, 000

※1~12の納品にあたっては、40枚ごとに帯又は色紙で仕切ること。

40 枚毎に仕切っていることを、かがみとして添付する

作成年月日:	午	В	
1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1		л	\Box

鶴見区役所 総務課(政策推進) 御中

件名:令和7年度 魅力創造事業「こどもつる魅力検定」検定問題兼チラシ印刷業務

資材確認票

(会社名)

() 本件印刷物の製作に当たっては、下記の印刷資材を使用します。(契約時)

)下記の印刷資材を使用して本件印刷物を製作したことを証明します。(納品時)

()	い記の印刷貝介	7で使用	して本計印刷・	<u>物を製作したことを証明</u>	りしまり。(柳如时)		
E	『刷資材	使用有無	リサイクル 適性ランク	資材の種類	製造元・銘柄名	大阪市 グリーン 調達方針 適合有無	備考
	本文						
	表紙						
用紙	見返し						
713/126	カバー						
インキ	類						
1217							
加工	製本加工						
	表面加工						
	その他加工						
	その他						
その他							
(0) [

 \downarrow

使用資材	リサイクル適性	判別
A ランクの資材のみ使用	印刷用の紙にリサイクルできます	
A または B ランクの資材のみを使用	板紙にリサイクルできます	
C または D ランクの資材を使用	リサイクルに適さない資材を使用しています	

- 注 1 資材確認票に記入する印刷資材は、最新の「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」に掲載された古紙リサイクル適性ランクリストを参照すること。
- 注2 印刷用紙に係る判断の基準を適用する資材については、備考欄に、当該資材の総合評価値を記入すること。また、検査の 参考資料としてサンプル紙及び出荷確認票等の資料を添付すること。
- 注3 印刷用紙に係る判断の基準(「紙類」参照)について、冊子形状(統計書、広報紙、会報等)の表紙は除く。

オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト

作成年月日:	午	B	
11-1火十月日.		л	-

鶴見区役所 総務課(政策推進) 御中

オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト

会社名:

下記のとおり、各工程において環境に配慮して印刷物を制作したことを証明します。

工程		実 現	基 準(要求内容)
製版		はい/いいえ	①次のA又はBのいずれかを満たしている。 A 工程のデジタル化(DTP化)率が50%以上である。 B 製版フィルムを使用する工程において、廃液及び製版フィルムから銀の回収を行っている。
刷版		はい/いいえ	②印刷版 (アルミ基材のもの) の再使用又はリサイクルを行っている。
	オっ	はい/いいえ	③水なし印刷システムを導入している、湿し水循環システムを導入している、環境に配慮した湿し水を導入している、自動布洗浄を導入している、自動液洗浄の場合は循環システムを導入している、環境に配慮した洗浄液を導入している、廃ウェス容器や洗
Én	カフセット デジタル	はい/いいえ /該当なし	④輪転印刷工程の熱風乾燥印刷の場合にあっては、VOC 処理装置を設置し、適切に運転管理している。
刷 		はい/いいえ	⑤損紙等(印刷工程から発生する損紙、残紙)の製紙原料へのリサイクル率が80%以上である。
		はい/いいえ	⑥省電力機能の活用、未使用時の電源切断など、省エネルギー活動 を行っている。
		はい/いいえ	⑦損紙等(印刷工程から発生する損紙、残紙)の製紙原料等へのリサイクル率が80%以上である。
表面	面加工	はい/いいえ	⑧アルコール類を濃度 30%未満で使用している。
該当あり	: /なし	はい/いいえ	⑨損紙等(光沢加工工程から発生する損紙、残紙、残フィルム)の 製紙原料等へのリサイクル率が80%以上である。
	本加工	はい/いいえ	⑩窓、ドアの開放を禁止する等の騒音・振動の抑制策を講じている。
該当: あり/なし		はい/いいえ	⑪損紙等 (製本工程から発生する損紙) の製紙原料へのリサイクル 率が 70%以上である。

備考) 内容に関する問合せに当たって必要となる項目や押印等の要否については、様式の変更等を行うことが できる。

公益通報等にかかる特記仕様書

(条例の遵守)

第 1 条 受注者および受注者の職員は、当該業務の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」(平成 18 年大阪市条例第 16 号)(以下「条例」という。)第 5 条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

- 第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、 公益通報の内容を大阪市鶴見区役所総務課(連絡先:06-6915-9625)へ報告しなければならない。
- 2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第 12 条第 1 項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を大阪市鶴見区役所総務課(連絡先: 06-6915-9625) へ報告しなければならない。
- 3 発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに大阪市鶴見区役所総務課(連絡先:06-6915-9625)に報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に 関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定 に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

(発注者:大阪市 受注者:委託先事業者)

グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車(以下「グリーン配送適合車」という。)を使用しなければならない。
 - 注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域に おける総量の削減等に関する特別措置法(自動車 NOx・PM 法)」に定める窒素酸化物排出基 準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送 適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。 ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合
 - (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車

はこの限りではない。

- (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境規制課 自動車排ガス対策グループ

電 話:06-6615-7965

再委託に関する特記事項

- 1 本委託業務における「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
 - (1) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
- 2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- 3 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を 得なければならない。
- 4 受注者は、第3項の規定により再委託した業務の一部を再委託先事業者又は再委託先事業者からさらに委託を受ける者等(以下「再委託先等」という)から発注者及び再委託先等以外の第三者に委託(以下「再々委託等」という)するにあたっては、業務の履行体制について書面により発注者の確認を受けなければならない。
- 5 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- 6 受注者は、業務を再委託及び再々委託等(以下「再委託等」という。)に付する場合、書面により再委 託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の 下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大 阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は 暴力団密接関係者でない旨の誓約書を特記事項第3項及び第4項に規定する書面とあわせて発注者に提 出しなければならない。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者(再委託及び再々委託等の相手方を含む)が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン(別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第1.0版)」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の 遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
 - ※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます

https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html

- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスに は利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の 情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定(オプトアウト)をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及 びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認する こと
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自 ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用することなお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用(公表等)する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること